

# 憲法審査会の動向にみる改憲発議の行方

23/11/03 @石川社会法律センター  
参議院議員 小西洋之

## • プロフィール

参議院憲法審査会幹事

参議院外交防衛委員会筆頭理事

参院改革協議会委員

裁判官弾劾裁判所裁判員

立憲民主党憲法調査会 会長代理

(参考) 小西NOTE

[https://note.com/konishi\\_hiroyuki/n/n923a5415e029](https://note.com/konishi_hiroyuki/n/n923a5415e029)

[https://note.com/konishi\\_hiroyuki/n/n1f50fc884507](https://note.com/konishi_hiroyuki/n/n1f50fc884507)

平和憲法の破壊は許さない (日本評論社「第三章、第四章」小西執筆)



## 本日の講演のポイント

- ① 衆議院の憲法審査会は、2022年1月からほぼ**毎週開催**している
- ② 改憲派（自民、公明、維新、国民民主）は、**議員任期の延長**（緊急事態条項）と**自衛隊明記**の改憲を目標としている
- ③ 議員任期の延長改憲は6月15日に二度目の**論点整理**が行われ、**四党の改憲の条文案づくり**が目の前の状況となっている  
（維新・国民民主は3月に「憲政史上初」の条文案を公表済み）
- ④ 自衛隊明記改憲もすぐにでも**論点整理**が行われかねない状況にある
- ⑤ こうした状況下で岸田総理は10月23日の所信演説で「**国会の発議に向けた手続きを進めるためにも、条文案の具体化**」をと主張した
- ⑥ これに対し、維新や国民民主の代表は「**今国会で緊急事態条項の創設を軸に改正案を取りまとめ、来年の通常国会に国会発議の約束**」を、「**憲法改正を果たせなかったら次期総裁選への再選出馬はしないと退路を断**」てなどと迫った
- ⑦ **岸田総理は、来年9月の総裁選前のために、「四党の議員任期の延長の改憲の条文案」を作成させる可能性があるのではないか**
- ⑧ 議員任期の延長改憲は、**(1) 任期延長する段階**（ex. 2020年デルタ株禍での菅内閣退陣）、**(2) 任期延長を行った後の段階**（ex. 戦前の太平洋戦争の開戦）のそれぞれで**恐ろしい濫用の危険がある**
- ⑨ そもそも、憲法には**参議院の緊急集会（54条）**という濫用の危険の無い世界的にも優れた緊急事態条項があり、議員任期の延長改憲は不要
- ⑩ 改憲派は緊急集会が邪魔であるために、**制度を曲解し、使い物にならないという主張**をしている（「災害などで使えない**平時の制度、70日間限定**」等）
- ⑪ 国会議員が自分たちの改憲のために、主権者国民の憲法を曲解し（=法解釈とは言えない不正行為による**憲法破壊**）、**それを利用して国民を虚偽で騙しながら自分たちに都合の良い改憲を行うことは、世界のまともな国ではあり得ない、法の支配、立憲主義、民主主義の破壊行為**である
- ⑫ **自衛隊明記の改憲も**、7.1閣議決定・安保法制による「昭和47年政府見解の中に吉国内閣法制局長官らによって集団的自衛権行使を容認する政府の9条解釈の基本的な論理が書き込まれている」という**法解釈ですらない不正行為による虚偽で国民を再度騙して行われる「違憲無効の嘘つき改憲」**にならざるを得ない
- ⑬ これらの空前の憲法破壊にして恐ろしい濫用の危険の改憲（壊憲）を止めるためには、**すべての元凶である衆院憲法審の毎週開催を止めなければならない**
- ⑭ そのためには、市民の皆さんが政党やマスコミなどに対して、改憲派の緊急集会制度や憲法9条の破壊行為（⑩、⑫）について、公開質問状を出すなど追及し、政治世論を形成を応援して頂く必要がある

（※衆参の憲法審は「**憲法違反の調査審議**」を国会法上の法的任務として持つ）

# 憲法論議ですらない衆院憲法審「毎週開催」の暴挙を止めるために 国会議員の手による立憲主義、法の支配の破壊の危機



小西 洋之 (参議院議員・参院憲法審査会委員)

立憲民主党憲法調査会会長代理)

## はじめに

本年のマスコミ市民三月号において、「目前に迫る改憲の危機 市民の力が今こそ必要！ ～憲法違反の追及により衆院憲法審査会の毎週開催を阻止するために～」を寄稿させて頂きました。この拙稿は、約一年間の衆院憲法審査会の改憲5党派(自民、維新、公明、国民民主、有志の会(無所属))の手による改憲ありきの毎週開催の下で、法解釈ですらない暴論によって既存の憲法規範(＝憲法の条文)と立憲主義を蹂躪する国会議員の任期延長の改憲が現実の危機として進行しており、それを阻止するために憲法違反問題の調査審議(追及)という憲法審査会の国会法上の法的

任務を立憲主義に立つ野党が遂行する必要性とそのための市民の皆さまの支援等を訴えたものでした。

しかし、本年の通常国会でも実行された毎週開催を通じて議員任期の延長改憲は更なる危機的なステージへと進行し、また、この「お試し改憲」を飛び越えて同様に憲法規範と立憲主義を蹂躪する絶対に許されない暴論である「自衛隊明記改憲」が現実的な危機のレベルに達するに至りました。一方で、参院憲法審における立憲党派(立憲民主・社民)の奮戦により、衆院憲法審の任期延長改憲を憲法論的かつ政治的に打破する画期的な取組も実行されましたが、全体の情勢は極めて深刻です。

今起きている改憲はただの改憲ではありません。既存の憲法の条文を法解釈ですらない曲解などの不正行為によって蹂躪し(＝好き勝手に解釈し)、それを利用して立憲主義に反する新たな条文を追加しようとするものです。これは、近代立憲主義の憲法を採用する世界の国々ではあり得ない空前絶後の法の支配と民主主義の破壊行為です。これは憲法論議などではなく、憲法破壊(壊憲)、民主制破壊の暴挙であり、反文明の野蛮行為です。

本稿では、これら未曾有の恐るべき壊憲の危機の現状を報告し、諸悪の根源である衆院憲法審の毎週開催を次期国会までに阻止する方策を提案し、市民の皆さまの奮起をお願いするものです。

## 1. 改憲派の戦略「毎週開催」の強大な効果と実績

衆院の憲法審査会は、本年の通常国会においても計15回にわたり毎週開催を重ねました。衆参には50以上の委員会がありますが、毎週開催が定例化しているのは衆院憲法審のみです。改憲派が毎週開催を強引に押し込む理由は、これこそが改憲を実現する最も実効性のある戦略だからです。いかに乱暴な議論であっても回数を重ねれば政治的には実績となってしまう。改憲をホップ、ステップ、ジャンプと進めていくために、最初のホップである論点整理、それに基づくステ

ップである条文作成、そして、改憲のジャンプである発議・国民投票へと量みかけて行く戦略です。

現に、昨年の通常国会での15回と臨時国会の6回を含めて一年半の間に延べ36回もの毎週開催が行われる中で、改憲項目の絞り込みとその「実績」が積み重ねられています。議員任期の延長を始めとする国家緊急権については30回余りにわたって議論がなされ、その結果として、昨年12月1日、本年6月15日の二度にわたって衆議院法制局による各党派の改憲案の論点整理がなされました。そして、これに並行して、維新・国民民主・有志の会においては、ついに3月30日に改憲条文案の作成・公表がなされるに至っています。

また、自衛隊明記改憲を始めとする9条改憲については、本年の通常国会ではすべての開催日で議論がなされ(うち、審査会の議題扱いで7回も)、この中で、自民党の新藤筆頭幹事から三度にわたって論点整理が資料配布と共に述べられています。

このまま毎週開催が続けば、次期臨時国会の間に、あるいはどんなに遅くとも来年の通常国会の間に、議員任期の延長改憲は改憲5党派(参院では自民、維新、公明、国民民主の改憲4党)による共通の条文案の作成に行き着くのは必至の情勢であり、9条改憲についても論点整理は必至、条文案の作成も避けがたい情勢と言えます。

## 2. 憲法論議ですらない衆院憲法審の毎週開催の暴論

こうした衆院憲法審の毎週開催の言語道断の過ちとその致命的な恐ろしさは、そこで行われている改憲ありきの議論が憲法論議ですらない空前の暴論ばかりであるということです。国民の皆さんは、憲法論議ではない議論なるものが存在するのか、最終的には主権者の国民投票で決まる憲法改正については国会議員の改憲議論の内容に制約はないのではないかと思われるかもしれません。

しかし、①国会議員が既存の憲法の条文を法規範として扱わず国会審議で確立している法令解釈のルールを逸脱して便宜的かつ意図的な（＝好き勝手に）解釈を主張しそれに基づいて改憲の議論を行うこと、②こうした行為を利用して国会議員が国民を騙す改憲議論を行いその虚偽で国民を騙しながら改憲条文案を作成しその改憲発議を行うことなどは、それぞれが形式的には改憲議論のように見えてもそれらの行為自体が憲法の規定そのものに違反し（※）、かつ、憲法が立脚する法の支配や立憲主義の原理に反するものとして絶対に許されず、法的にも違憲無効となるのです。（※当該条文への違反、99条の国会議員の憲法尊重擁護義務の違反、98条1項の憲法の条規に反する行為の違反、国民主権・間接民主制の原理に反する一切の憲法を排除するとする前文（及び96条等）への違反などの違憲行為として法的に無効です。）

立憲主義を蹂躪する絶対に許されない暴論になるのです。

要するに、今、衆院憲法審の毎週開催で押し進められている改憲はただの改憲ではないのです。国会議員が、既存の憲法の条文を法解釈ですらない曲解などの不正行為によって蹂躪し（＝好き勝手に解釈し）、それを利用して国民を騙して憲法の基本原理や立憲主義に反する新たな条文を追加しようとする暴挙なのです。これは、近代立憲主義の憲法を採用する世界の国々ではあり得ない空前絶後の法の支配と民主主義の破壊行為です。これは憲法論議などではなく、憲法破壊（壊憲）の暴挙であり、反文明の野蛮行為です。

これは、第二次安倍政権、菅政権、岸田政権で繰り返されてきた政府の憲法破壊が、国会議員間の改憲議論でも行われているという事態であり、議員任期の延長改憲は国会議員の手による憲法破壊の改憲、自衛隊明記改憲は政府の憲法破壊を利用する更なる憲法破壊の改憲なのです。

## 3. 衆院の改憲論の憲法規範、憲法の基本原理、法の支配、立憲主義への違反

では、衆院憲法審の改憲論の憲法や立憲主義などへの違反（蹂躪）について具体的に見ていきましょう。「何がどう許されないのかの本質論」をしつかり主張していくことが有効な政治運動には必須です。

また、これら①、②と局面として重なるものでありますが、③日本国憲法を定めた目的や動機そのものである国民主権、基本的人権の尊重、平和主義などの基本原理を否定し破壊する改憲は憲法改正の限界を超えるものとして許されないというのが憲法学界の通説でもあります。

先に結論を述べれば、議員任期の延長改憲はその論拠としている「憲法54条の参議院の緊急集会は災害などでは使えない平時の制度であり、最長70日間しか使えない」という主張などがこれら①、②、③の違反を犯すものであり、憲法規範と憲法の基本原理、法の支配、立憲主義を蹂躪する絶対に許されない暴論になるのです。

また、自民、維新が条文案を公表している政府の9条解釈を維持して行う自衛隊明記の改憲についても、この「政府の9条解釈を維持している」という主張そのものが「政府の9条解釈とは、昭和47年政府見解の中に吉内閣法制局長官らが書き込んだ限定的な集団的自衛権行使を許容する歴代政府の9条解釈の基本的な論理のことである」という安倍政権の7・1閣議決定・安保法制の虚偽に基づく主張となり、さらに、実際の「前条（9条）の範囲内で、」や「自衛隊」といった改正条文の規定の解釈もこうした虚偽に基づくものとならざるを得ず、その論理的帰結として、上記①、②、③の違反を犯すものとなり、憲法規範と憲法の基本原理、法の支配、

### （1）議員任期の延長改憲の論拠（＝参院緊急集会の曲解）

議員任期の延長改憲は、4事態（災害、テロ・内乱、感染症、国家有事・安全保障）とそれに匹敵する事態において、内閣・国会の判断で任期満了や衆院解散によって失うことになる衆院議員の身分を復活させるものです（再延長もあり）。こうした非常事態で総選挙が実施困難となった場合には、憲法42条等が二院制を採用していることから総選挙が行われなければ国会が開会できず立法等ができないという主張によるものです。（この改憲は参院議員の任期延長もありますが分かりやすさのために割愛します）

ところが、日本国憲法にはそもそもこうした緊急事態の際に国会機能を確保するための緊急事態条項である「参議院の緊急集会」が規定されており、この緊急集会が議員任期延長に邪魔であると考えた改憲派は、緊急集会が災害などの有事を想定していない「平時の制度」であり「70日間しか使えない」という、空前の暴論を主張しているのです。それは、憲法54条1項では衆院解散から40日以内の総選挙の実施、選挙後の30日以内の特別国会召集を定めているところ、緊急集会はこの70日間しか開催できないと曲解した上で、70日以降のために任期延長の改憲が必要という主張なのです



憲法第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から

四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。



そして、昨年、臨時国会の12月1日、本年の通常国会の6月15日の改憲5会派の論点整理において、緊急集会を「総選挙の実施を前提とする『平時の制度』(①制度趣旨)」、「最長70日(②期間の限定)」と明記するに至っています。各論点整理は衆議院憲法審HPに掲載されていますが、例えば、自民党の新藤筆頭幹事は「日本国憲法には77年前の制定以来、緊急事態という国家の概念が規定されておらず、緊急事態においても平時の延長線上での国家運営を行わざるを得ない(6月15日) などと主張しているのです。

## (2) 緊急集会「平時の制度説、70日限定説」への論駁

しかし、こうした改憲派の「緊急集会役立たず説は、緊急集会という制度を設けた目的・動機である立法事実やその根

あるといわなければならない。このような質問に対して、」(307頁)

・第3回(昭和21年4月12日)「最後に、こちらから、何度も同じことをくり返すようだがと前おきして、例の緊急措置の問題をもち出した。・・・解散中に総理大臣が死亡した場合、天災の発生した場合、あるいはまた、急に条約締結を要する場合の問題をもち出したが、」(321-323頁)

では、なぜ、こうした有事の方策として日本国憲法は任期延長ではなく参院緊急集会という手段を用いることにしたのでしょうか。実は、緊急集会は、戦前における緊急時を理由とする権力の濫用への痛切な反省から設けられた制度なのです。

戦前には衆議院議員の任期延長が行われたことがありました。「挙国一致防衛国家体制の整備を邁進しようとする決意において、疑いを起こさしめぬとも限らぬ」などと日中戦争を理由にして1941年4月の任期満了から一年間任期を延長し、その後の南部仏印進駐、日米関係の破綻、近衛内閣の総辞職を経て、東条内閣において12月8日に太平洋戦争を開戦しているのです。すなわち、日本の歴史において最も国民の判断が問われるべき時に総選挙が実施されず、国民に世界史にも例のない戦争の惨禍をもたらしているのです。更には、1928年には帝国議会で議決することなく政府の緊急勅令

本趣旨に完全に反する憲法54条などを蹂躪する暴論なのです。

緊急集会はGHQ草案ではなく日本側の提案で制定されたものですが、その際、災害など有事の衆議院不在時における立法などの国会機能確保が必要と繰り返し主張され、その協議の帰結として定められたものなのです。すなわち、緊急集会はその立法事実(＝政策的な必要性・合理性)として災害などで衆議院の総選挙が実施できない時の立法機能を確保するためのものであり、これが平時の制度であり「70日間しか使えない」などというのは全く根拠を欠く主張なのです(天災の選挙困難が70日間で必ず終わるという確証があるはずもありません)。

その証拠に、当時、日本政府の内閣法制局幹部としてGHQとの交渉に当たった佐藤達夫先生(戦後の内閣法制局長官)の「日本国憲法成立史」の協議記録においては以下のように日本側が「不測の災害」などの立法事実を繰り返し主張しているのです。

・第1回(昭和21年4月2日)「これに対し、さらに、災害などの突発によつて緊急な立法ないしは財政措置を講ずる必要が生じた場合どうするかとすねたところ、」(296頁)

・第2回(昭和21年4月9日)「不測の災害に対する措置の必要が予期される限り、憲法の条文中に、厳格な条件をもつてかかる措置を規定することが立憲的であり、且つ民主的で

によつて対象範囲を拡大し最高刑を死刑とする治安維持法の改悪も行われています。

参院緊急集会は、こうした戦前の反省から、任期延長など権力の濫用の余地がある制度ではなく、緊急時にあつてもその権力濫用の危険を排除し国民の自由と権利を守り抜くものとして制定された制度なのです。すなわち、緊急集会の制度の根本趣旨は権力の濫用を防ぐことなのです。

このことを憲法制定議会において金森徳次郎担当大臣は「従来の：憲法は余りにも此の緊急の措置を講ずるに当局者に便宜過ぎ：それが為に民主主義政治の運用の上に遺憾なる結果を生じたやうに思ふのであります、故に民主政治を徹底する見地と致しまして、「帝国憲法の非常大権について）民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護致します為には、・・・言葉を非常と云ふことに藉りて、其の大いなる途を残して置きますなら、どんなに精緻なる憲法を定めましても、口実を其処に入れて又破壊せられる虞絶無とは断言し難いと思ひます」などと具体的に説明しています。

そして、金森大臣が「参議院は、謂わば万年国会でありませぬ、衆議院には改選期があります、参議院には全体の改選期がありません」などと説明するように、参議院は三年ごとの半数改選であるためにいつ如何なる時でも絶対に途切れることなく半数の議員が存在し続け本会議を開催できる(定足数

は総議員の三分の一（憲法56条）ことを利用して、国会の代行機関である参議院の緊急集会によって臨時の立法措置などを可能にする世界にも誇るべき制度を創設したのです。

なお、改憲5会派は、緊急集会は二院制の例外（枠外）のものであり、例外規定は厳格に解釈すべきとの主張を「70日間限定説」などの論拠にしています。

しかし、そもそも、憲法制定議会において金森担当大臣は戦前の反省とともに、「必ず選挙に訴えて国民と国家の表裏一体化を理想化する」などと国会議員の任期延長を否定しています。そして、その上で緊急集会は「参議院が出来たことによつて、それと組合せて更に一つの利益を考えようという見地」、「新憲法は緊急勅令、緊急処分などを認めておらず、どうしても国会というものが何時でも開き得る態勢を」、「何らかこの国会制度の趣旨を徹底して実行する為には」などの説明にあるように、二院制の趣旨に基づく制度として制定されたものなのです。

つまり、緊急集会は、あくまでも二院制のもとで権力の濫用を排除しつつ何時如何なる時でも国会代行機能を確保するための制度であり、また、全体の仕組みとしてもその議決は後に衆院の同意を必要とする（54条3項）など、緊急集会は二院制の枠内の制度であるのであり、形式的・恣意的な二院制の例外論（枠外論）で緊急集会の機能を矮小化すること

の文言の権力の居座りを防ぐという趣旨、そして元々立法趣旨として災害などを想定しているということからしても、解釈上無理があると、そのような見解でよろしいでしょうか。

○参考人（長谷部恭男君） そのとおりだと思っております。

○参考人（土井真一君） そのように解釈しております。

なお、憲法54条1項の「40日、30日」という期限は、改憲派が主張するように緊急集会の開催期限の要件を定めたものではなく、衆院解散をした内閣による居座りを排除するための規定というのが学界通説であり、長谷部先生は衆参の憲法審査会でこのことを陳述し「70日間限定説」は本末転倒の主張であると批判されています。このことから改憲派の主張が暴論であることは明らかです。

#### ■令和5年5月31日 参議院憲法審査会

○小西洋之君 まず、土井先生にお伺いさせていただきたいんですが、五十四条一項のこの四十日三十、七十の解釈で、長谷部先生は権力の居座りを防ぐためというもので、これ、比較法的にも歴史的にもそうであろうということだったんですが、土井先生におかれましては七十日についてはそのような解釈が成り立つというお考えでしょうか。簡潔にお願いいたします。

は本末転倒の暴論と言わざるを得ません。

#### (3) 憲法学者による「平時の制度説、70日間限定説」への明確な否定

こうした衆院5会派の緊急集会の曲解については、それが憲法違反の解釈であることを本年の通常国会の参院憲法審で日本を代表する憲法学者の方々から明確に陳述して頂いています。

#### ■令和5年5月31日 参議院憲法審査会

○小西洋之君 では、長谷部先生（※早大大学院教授）、土井先生（※京大大学院教授）にお伺いさせていただきたいのですが、衆議院における任期延長の改憲論の論拠、「この緊急集会七十日限定説、その基本の考え方は、災害などを想定していない平時の制度だという理解なんですけれども、土井先生の御著書、拝読させていただきましたら、佐藤達夫先生の「日本国憲法成立史」、緊急集会がつくられた歴史ですけれども、明らかに災害ということを繰り返し繰り返し日本側は言つてこの制度がつくられている。

そうすると、緊急集会制度の立法趣旨、すなわち災害などに備えて衆議院がないときの立法機能確保ということと考えると、いわゆる七十日に限定するというものは、七十日のこ

○参考人（土井真一君） はい、そのとおりだろうと思いません。七十条で新たに国会が開かれたときに内閣は総辞職しなければならぬと定めている規定と併せて、そのように解釈できると思います。

さらには、GHQと日本政府の協議過程では、緊急集会は大震災などの国家緊急事態（national emergency）を対象に含むものとされており、その上で、制定された憲法54条2項ではそれよりも概念的に広い「国に緊急の必要があるとき」という規定となつていることから「平時の制度説」は荒唐無稽な暴論となります。

#### (4) 改憲派の主張が憲法論議（憲法解釈）ですらなく、憲法規範、憲法の基本原理、法の支配、立憲主義に反することの論証

以上のように、「緊急集会は平時の制度であり、70日を超えて開催できない」という主張は、緊急集会制度の立法事実や根本趣旨に反し、憲法規範（54条）を蹂躪するものであるんですが、同時にこれは憲法の基本原理、法の支配、立憲主義に反する空前の暴論となります。

まず、改憲5会派の主張は、戦後の議院内閣制（議会制民主主義）で確立し、参院憲法審の附帯決議にもなつている法令解釈のルール（考え方）に違反するものとして、そもそも

法令解釈ですらないもの、すなわち、憲法論議ですらない非科学の不正行為（野蠻行為）となっているのです。

### ■日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成二十六年六月十一日 参議院憲法審査会）

四、…憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、…、仮に政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねず、…

すなわち、緊急集会の「平時の制度説、70日間限定説」は、憲法54条の規定の文言（第2項「国に緊急の必要があるとき」等）、趣旨（戦前の反省からの権力濫用排除の根本趣旨、第1項の「40日、30日以内」は内閣の居座り排除の趣旨等）、立案者の意図や立案の背景（GHQ草案にない災害等の有事のために制定した立法事実、一院制の趣旨を全うするための制度という立案意図等）などすべて全く則さないものとし

裁も可能」など、恐ろしい濫用の危険があります。そして、これらの危険はコロナ禍でも繰り返された憲法53条の臨時国会召集義務違反などを見ると、まさに現実の危険と言わなければなりません。こうしたことから、改憲派の主張は、憲法の定める国民主権、基本的人権の尊重、平和主義といった憲法の基本原理を（容易に）破壊するものと言えるのです。これは日本国憲法を制定した目的と動機（＝基本原理の実現確保）そのものに反するものとして憲法改正の限界を超え法的に不可能な改憲となります。

この一年半の衆院憲法審の毎週開催の間、改憲5会派は緊急集会の災害等の有事のための立法事実や戦前の反省からの濫用排除の根本趣旨などについて、GHQとの交渉記録、金森大臣の答弁などに一言も言及したことがありません。このような、法令解釈のルールを逸脱し憲法を法規範として扱わず、憲法の基本原理、法の支配、立憲主義を破壊し、虚偽によつて国民を騙す改憲が行われること自体が、日本を法治国家として民主主義国家として崩壊させるものと言わざるを得ないのです。

### (5) 参院立憲会派による衆院憲法審の暴論の打破

ところで、昨年12月1日に論点整理がなされた議員任期の

て、非論理的にして便宜的かつ意図的な法令解釈ですらない暴論であるのです。こうした、法令解釈ですらない憲法解釈による改憲の議論は憲法論議にはなり得ないのは自明のことでしょう。先に「2.」で述べたように、これらの改憲の主張は、憲法54条への違反、99条の国会議員の憲法尊重擁護義務の違反、98条1項の憲法の条規に反する行為の違反、国民主権原理・間接民主制の原理に反する一切の憲法を排除とする前文（及び96条等）への違反などの違憲行為として法的に無効なものとなります。

さらに、こうした主張は、憲法を法規範として扱わない暴挙として法の支配を破壊するものであり、まさに「法の支配」の対極の「人の支配」そのものです。また、「国家権力を制限し、国民の自由と権利を保障するものでなければ憲法とは言えない」という近代立憲主義の考えからは、(a)戦前の反省から権力の濫用を防ぐために設けられた緊急集会を曲解して役立たずなどすること自体が立憲主義に反する行為であり、(b)また、それを利用して、濫用が如何様にも可能な議員任期の延長改憲を行おうとすること自体も立憲主義に反することになるのです。

改憲5会派の改憲案は、「感染症流行期に選挙を行わずに政権を維持し続ける」、「内閣が開戦と同時に衆院を解散するなどして政権を維持し続ける」、「任期の再延長による専制・独

延長改憲は、本年1月の段階で通常国会の毎週開催の間に改憲5会派による共通条文案の作成が必至の状況にありました。現に、3月30日に維新・国民民主・有志の会は条文案を公表しています。もし、衆参で三分の二超を優に超える改憲5会派（参院では改憲4党）の共通条文案が作成されれば、あといつでも岸田総理らの政治決断で改憲案議・国民投票に持ち込めることとなります。この未曾有の危機を阻止するために、本年の通常国会の参院憲法審において立憲会派は、敢えて「緊急集会」を議題とする戦略を実行しました。これは、参院憲法審で戦略的な論戦を展開することにより、①憲法論的にも、②政治的にも、衆院の任期延長改憲を不可能なものにすることを企図したものでした。

すなわち、前者（憲法論的）については、先にご説明した憲法制定議会の金森担当大臣答弁やGHQ協議記録などから緊急集会の立法事実や根本趣旨を明らかにし、改憲派の「平時の制度説」「70日間限定説」の主張が憲法や立憲主義などに反する暴論であることを徹底的に論証しました。

また、後者（政治的）については、こうした正当かつ弾力な憲法論戦の展開によつて、緊急集会に関する改憲派の主張を衆参で分裂させるに至ったのです。6月7日の最終的な緊急集会の会派見解において、自民党は「平時の制度説」を発言せず代わりに「民主政治を徹底する」という根本趣旨を述

べる腰砕けとなり、公明党、国民民主は「平時の制度説」70日間限定説」を否定し衆参分裂となりました。

これは、私が参院憲法審の筆頭幹事を3月31日に更迭される何か月前から、参院公明は衆院公明とは異なる「緊急集会の機能強化」の見解にあること、参院自民には「議長の下での参院改革協議会で、都道府県選挙区の合区の法律による廃止の論拠として緊急集会の機能強化が必須と牽制する」などの工作を行い戦略的に仕掛けたものでした。しかし、その戦略の発動に成功した3月29日の参院憲法審の幹事懇談会の後のオフレコ会見を巡って「衆院憲法審の毎週開催は憲法のことなんか考えないサルがやること」との意図的な切り取り報道（発言は即時に撤回していた）による産経新聞やフジテレビからの攻撃を受け、それに対し翌日の記者会見の実施により以後の他社の追加報道を防ぐことは成功したものの、翌々日の統一地方選初日の党代表の記者会見において筆頭幹事の更迭となったものでした。そして、筆頭幹事更迭後に選挙期間に突入したため、全国の立憲民主の候補者への炎上による迷惑を避けるために私は沈黙を余儀なくされましたが、私の後任の杉尾筆頭幹事を中心に立憲会派のメンバーが鉄の結束で私が描いていた戦略を実行して下さったのです。さらに、参院立憲会派は、「憲法違反問題の追及の実践であるコロナ禍での臨時国会召集義務違反、さらには、緊急政令の立法事

実の説明を幹事会協議事項とする追及も行き、結果、参院憲法審では会期末における緊急集会の「論点整理」は阻止することができています。

こうした参院立憲会派の奮戦によって、議員任期の延長改憲は、憲法論的に、かつ、政治的に困難になったものと思われませんが、自分たちの説を批判した長谷部先生を翌週の憲法審の「欠席裁判」で罵詈雑言の批判を行った衆院の改憲派は、通常国会閉会後も「平時の制度説」、「70日間限定説」などを主張しており、毎週開催を止めるための政治世論化が時間との戦いになっています。

#### 4. 自衛隊明記改憲の暴論の論証

衆院憲法審の安全保障に関する改憲の議論は、①現在の政府の9条解釈を変えずに自衛隊を明記する改憲（自民、維新、公明、国民民主?）、②現状の政府の9条解釈（＝9条規範）を変える改憲（国民民主の9条2項削除論）があります。後者は明らかに前文の平和主義を死滅させる憲法改正の限界を超えるものですが、前者については先に粗雑な条文案を公表した自民党に加えて、今年の通常国会の毎週開催の中で自衛隊明記改憲への賛成を表明するに至った維新の改正原案が曲者となっています。

つまり、(時系列的にはこの自衛隊明記の嘘つき改憲が先行していたのですが)先にご説明した虚偽の主張に基づく議員任期の延長改憲と同じ様な暴挙となっているのです。憲法9条及びその法的母体である前文の平和主義に違反し、憲法の基本原理を破壊し、法の支配・立憲主義に反する法解釈ですらない、すなわち、憲法論議ですらない暴論（非科学の不正行為たる野蠻行為）なのです。

#### ■平成29年12月6日 参院憲法審査会 民進党会派代表見解（抜粋）

○白眞勲君・・・安倍総理の唱える自衛隊明記の改憲は、昭和四十七年政府見解の中に限定的な集团的自衛権行使を許容する憲法九条解釈の基本的な論理が存在するという解釈変更の不正行為の虚偽で再度国民をだまして行われる立憲主義の破壊的行為とも言えるべきだと私は思います。これは、法的には憲法九十六条等に違反するものと解され、政治的には国民に対するうそつき改憲であり、押し付け憲法論どころではないだまされ憲法論という、克服不能な大混乱を生じる究極の暴挙と考えられ、到底許されるべきものではありません。

#### 5. 衆院憲法審の毎週開催の暴挙を止めるために

以上に述べたように、衆院憲法審の毎週開催によって、議

#### ■維新案【自衛隊の保持】

第九条の二 前条の範囲内で、法律の定めるところにより、行政各部の一として、自衛のための実力組織として自衛隊を保持する。

この維新案の「前条（＝9条）の範囲内で」という文言は、形式的には、「政府の9条解釈を維持しながら自衛隊を明記する」という改憲方針に即したもののように見えるかもしれませんが（厳密には、「実力組織」などの文言が政府の9条解釈を破壊し変容させる法的効果があります）。しかし、いずれにしても、第二次安倍政権の集团的自衛権行使の容認の際に示された「政府の9条解釈」なるものが、昭和47年政府見解の中の「外国の武力攻撃」の文言を「我が国に対する外国の武力攻撃」の意味だけでなく「同盟国等に対する外国の武力攻撃」とも読めると曲解して限定的な集团的自衛権行使を容認する「歴代政府の9条解釈の基本的な論理」なるものをねつ造等した法解釈ですらない不正行為による絶対的憲法違反である以上は、この自衛隊明記改憲は、この解釈改憲の虚偽で再度国民を騙して行う嘘つき改憲とならざるを得ません。また、上記の「前条(9条)の範囲内で」や「自衛隊」といつた改正条文の規定の解釈もこうした虚偽に基づくものとならざるを得ないのです。



員任期の延長改憲は条文作成、自衛隊明記改憲は論点整理の直前まで来ています。もし、次の総選挙で維新が野党第一党になれば、馬場代表らが公言しているように「もったいぶらずに即改憲」となる現実の危険があります。

これに対処する戦略の核心は「衆院憲法審の毎週開催の阻止」です。毎週開催の下の改憲論が、憲法を法規範として扱わない暴論であり、憲法の基本原理、立憲主義、法の支配を破壊する暴挙であることをマスコミに報道してもらい、有識者に発言して頂き、次の国会で毎週開催を止める政治世論をつくらなければなりません。この取組は、私たちにとって憲法を奪還し、憲法を守り、立憲主義と法の支配を再生する取組そのものとなります。

マスコミなどに対して、「改憲5会派の緊急集会の平時の制度説、70日間限定説はおかしいのではないか？」などと公開質問状などを出すことは極めて有効です。自衛隊明記改憲については、昨年5月18日公表の「憲法改正原案において「日本維新の会としては、我が国が行使することができる自衛権の範囲については、現時点においては政府解釈を是とする」と明記する維新の馬場代表らに対して、「維新は政府・与党の昭和47年政府見解の曲解等を肯定し支持するのか？しないのであれば、維新が考える集団的自衛権行使が憲法で合憲となる論理を文書で公表されたい。」と追及する必要があります。

国民民主党の玉木代表に対しても同様の追及を行うべきです。これは市民の皆さんの手による公開質問状などによって実行して頂くことができます。

暴論が確信犯で繰り返され、その既成事実化を図ろうとする衆院憲法審の毎週開催を止めない限り、結局は改憲に至る現実の危険があります。国会で改憲の大政翼賛化が進行する中、限られた野党の力ではもはや限界があり、市民の皆様にも奮起をお願いしなければならない事態となっているのです。

### (追記)

実は、衆院憲法審では昨年の通常国会でもう一つの憲法破壊行為を行つています。それは、災害や感染症まん延時の「国会議員の衆参本会議へのオンライン出席の容認議決」です。これは、憲法56条の本会議への「出席」の文言の解釈を一切行わず、憲法58条に定める議院自律権のみを根拠としたもので、衆参憲法審に招致の学者四名全員から議院自律権の濫用と批判されたという、議会政治上の大事件です。要するに、毎週開催の一年半の間、衆院憲法審の改憲5会派は憲法、立憲主義、法の支配を破壊する議論以外は何も行っていないのです。

『テレビでは絶対放送できない』田原総一郎インタビュー第2弾

田原総一郎 × 小西洋之

言論の自由と国民の知る権利が  
消される放送法問題

王様の耳はロバの耳

耳と沈黙。II

放送不可能。II

ジャーナリスト、田原総一郎がよせばいいのにさらに掘り下げてしまった真実  
テレビでは「絶対に放送不可能」なドキュメンタリー

出演：田原総一郎 / 小西洋之  
企画：プロデュース：中谷直哉 企画・監督・編集：村田吉廣 音楽：イアン・オプティアン  
プロデュース：八幡麻衣子 エグゼクティブプロデューサー：中谷直哉 田原出光  
制作プロダクション：アリス・エンターテインメント 配給：ナカヤマ・エンターテインメント  
2023年 ©「放送不可能」製作委員会

小西洋之 出演映画 全国上映中!

## 7. 1 閣議決定

(1)…政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、…論理的な帰結を導く必要がある。

(2)…この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

これが…基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

8

昭和四七年一月五日提案  
昭和四七年一月七日決裁  
主査  
早坂

長官 第一部長  
参事官  
次長 参事官補  
総務主幹

集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会(昭四七、九、一四)から提出要求があった標記の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを同委員会に提出して頂く。

内閣法制局

御高裁を仰ぎます。

(備考)

外務省と協議済である。

内閣法制局

参議院決算委員会要求資料

集团的自衛権と憲法との関係

内閣法制局  
昭和四七年十月四日

(参決委(昭四七、九、一四)に付ける水口議員要求資料)  
国際法上、国家は、この中より集团的自衛権となり、自国と連帯関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃するに当たっては、いかにかわりなく、実力をもちて阻止すること

が正当化されると、この地位を有してゐるものと見られており、国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

第五条(シ)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソ連エト社会主義共和国との共同宣言第三段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国が右の集团的自衛権を有していることは、国家である以上、当然と

と、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

下付  
289

上集団的自衛権を有してゐるとして、国権ヲ奮勵として  
 これを行使することは、憲法の承認する自衛の措置  
 の限界と云ふものであつて許されるべき立場に於て  
 であるが、これは次のような考へ方に基づくものである。  
 憲法第九條は、同条に、わが國の戦争を放棄し、  
 わが國の戦力の保持を禁止してゐるが、前文に於て「  
 全世界の國民が、平和のうちに生存する権利を有する

ことを確認し、また、第一三條が「生命、自由及び幸福  
 追求に対する國民の権利については、……國政の上で、  
 最大の尊重を必要とする」旨を定めてゐることから  
 も、  
 わが國がみずから存立を全うし得  
 民が平和のうちに生存することまでも放棄しては、いかに明か  
 自國の平和と安全を維持しその存立を全うする  
 ために必要な自衛の措置をとるべきと 禁されてゐると

は解されない。しかしながら、に於ては、平和主義を  
 その基本原則とする憲法が、右に於て自衛のための措置を  
 無制限に認めてゐるとは 解されないであつて、それ  
 は、あくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由  
 及び幸福追求の権利が根底からくつがえされること  
 急迫、不正の事態に対処し、 國民のこれら  
 利をを守るための止むを得ない措置としてはじめて承認  
 されるべきものである。

その措置は、右の事態を排除するためとされる必要最小  
 限度の範囲にとどまるべきものである。 そうにとすれば  
 は、わが憲法の下で武力行使を行ふことが許される  
 のは、わが國の領土又は領海に対する急迫、不正の  
 侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他  
 國に加えられたい武力攻撃を阻止することをその内容  
 とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと、  
 わが國を得ない。

平成27年6月11日 横畠 長官答弁

○ 小西洋之君

四十七年見解を作ったときに

**限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんですね**

○ 横畠内閣法制局長官

法理といたしましたしでは

**まさに当時から含まれている**

13

平成27年8月3日 横畠 長官答弁

○ 小西洋之君

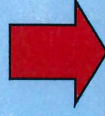
7. 1 閣議決定の**基本的な論理**（注：集団的自衛権行使を含む論理）について、この**四名の頭の中**にあって、それが**四十七年見解の中に当時書き込まれた**という理解でよろしいですか

○ 横畠内閣法制局長官

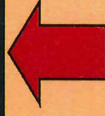
**そういう考え方を当時の担当者は皆持っていた**ということであろうというお答えをしている

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成  
令和3年4月27日 参議院外交防委員会 立憲民主・社民 小西洋之

わが国に対する～



**外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる**



わが国に対する～

+

同盟国に対する～

読み替え！

7. 1

閣議決定

「S 4 7 年政府見解」の作成者等

昭和47年見解の「読み替え」 平成27年3月24日

○ 小西洋之君

**同盟国に対する外国の武力攻撃**ということもここに概念的に含まれるというふう  
に考え出したのは、横畠長官、あなたが  
初めての法制局長官ということによろし  
いですね。

○ 横畠内閣法制局長官

同様に考えていた者がいたかどうかは存  
じませんが、この昭和四十七年の政府見解  
そのものの組立てから、**そのよ様な解釈、  
理解ができる**ということでございます。

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだ  
ということからしまして、集団  
的自衛のための行動はとれないと、  
これは私も**政治論**として申し上げ  
ているわけではなく、**憲法第九条の**  
**法律的な憲法的な解釈**として考えて  
おる

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自  
衛権の発動としての自衛行動だけだということが  
私どもの考え方で、これは政策論として申し上げ  
ているわけではなくて、**法律論**として、その法律論  
の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、  
あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが  
国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守る  
ためにその侵略を排除するための措置をとるとい  
うのが自衛行動だという考え方で、その結果とし  
て、**集団的自衛のための行動は憲法の認めるところ**  
**ではない**という**法律論**として説明をしている

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

- 憲法第九条の戦争放棄の規定によって、  
他国の防衛までをやるということは、  
どうしても憲法九条をいかに読んでも  
読み切れない
- わが国が侵略をされてわが国民の生命、  
自由及び幸福追求の権利が侵されると  
いうときに、この自国を防衛するため  
に必要な措置をとるというのは、憲法  
九条でかろうじて認められる自衛のた  
めの行動

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成

令和3年4月27日

参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

非常に緊密な関係に、かりにある国があ  
るといたしましても、その国の侵略が行  
なわれて、さらにわが国が侵されようと  
いう段階になって、侵略が発生いたしま  
したならば、やむを得ず自衛の行動をと  
るということが、**憲法の容認するぎりぎ**  
**りのところ**だという説明をいたしておる  
わけでございます。そういう意味で、**集**  
**団的自衛の固有の権利はございませぬも、**  
**これは憲法上行使することは許されぬ**  
ということに相なると思います。

# 「昭和47年見解」作成の角田氏(元法制局長官)の証言



2015.8.28  
週刊朝日

「日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった。  
これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていなかった。いやあ、よく掘り出したものだね。」

2017.9.20  
東京新聞  
一面

「外国に対する武力攻撃に対して日本が参加するなど、夢にも思っていなかった。」

出典：週刊朝日及び東京新聞より小西洋之事務所作成 令和3年4月27日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

## 安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

濱田邦夫 元最高裁判所判事 2015/9/15

違憲です。**法匪**という、**あしき例**である  
とても**法律専門家の検証に堪えられない**。

読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、**裁判所に行つて通るか**というと、**それは通らない**。

宮崎礼壹 元内閣法制局長官 2015/6/22

**いわば黒を白と言いくるめる類い**と言うしかありません。  
憲法九条に違反し、**速やかに撤回されるべき**。

伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長 2015/9/8

四十七年意見書の当時から**限定された集団的自衛権**は認められていたというようなことは、**あり得ません**。当時の**吉國長官答弁**及び**防衛庁政府見解**によって**完全に否定されている**





# 東京新聞

中日新聞東京本社  
東京都千代田区千代田二丁目1番4号  
〒100-8505 電話 03(6910)2211

安保保障関連法の成立から一年。「連立立法」の疑いは消えず、既成事実化だけが進め、戦後日本の平和主義とは何か。その原動力に立ち返るべきである。

与野党議員が入り乱れる混乱の中、安倍政権が委員会採決を強行し、昨年九月十九日に「成立」したと強弁する安保関連法。今年三月に施行され、参院選後の八月には自衛隊が、同法に基づき新たな任務に関する訓練を始めた。

政権は既成事実を積み重ねようとしているのだが、その土台が揺らいでいけば、いつかは崩れてしまう。その土台とは何ぞや。日本国憲法である。

七月の参院選では、安保関連法の廃止と立憲主義の回復を訴えた民進、共産両党など野党側を、自民、公明両党の与野党が圧倒したが、そのことを受けて、安保関連

## 社説

2016・9・20

法の合憲性が認められたと考えるのは早計だ。同法には、「数の力」を理由として見過ごすわけにはいかない違憲性があるからだ。

安保関連法には、武力で他国を守ったり、他国同士の戦争に参加する「集団的自衛権の行使」に該当する部分が盛り込まれている。安倍内閣が二〇一四年七月一日の閣議決定に基づいて自ら認めたものだが、歴代内閣が長年にわたって憲法違反との立場を堅持してきた「集団的自衛権の行使」を、なぜ一内閣の判断で合憲とすることができているのか。

憲法の法的安定性を損ない、戦後日本が貫いてきた安保政策の根幹をゆがめる、この批判は免れない。成立から一年がたっても、多くの憲法学者や専門家が、安保関連法を「憲法違反」と指摘し続けているのは当然である。

# 違憲性は拭い去れない

## 安保法成立1年

現行憲法がなぜ集団的自衛権の行使を認めているとは言えないのか、あらためて検証してみよう。

戦後制定された日本国憲法は九条で、戦争や武力の行使、武力による威嚇について、国際紛争を解決する手段としては永久に放棄することを定めている。

ある自衛隊を持つには至ったが、自衛権の行使は、日本防衛のための必要最小限の範囲にとどめる「専守防衛」を貫いてきた。自国と密接な関係にある外国に對する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにもかかわらず、実力で阻止する集団的自衛権については、主権国家として有しているが、その行使は専守防衛の範囲を超え、許されない、というのが歴代内閣の立場である。

しかし、安倍内閣は日本が直接攻撃されていないにもかかわらず「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には集団的自衛権の行使が可能だと憲法を解釈変更していった。

これは、日本国民だけで三百十万人の犠牲を出し、交戦国にとどまらず、近隣諸国にも多大な犠牲を強いた先の大戦に対する痛切な反省に基づき、国際的な宣言とされている。

その後、日米安全保障条約で米軍の日本駐留を認め、実力組織で日本の「国のかたち」でもあった。

しかし、安倍内閣は日本が直接攻撃されていないにもかかわらず「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には集団的自衛権の行使が可能だと憲法を解釈変更していった。

国会での長年にわたる議論を経て確立した政府の憲法解釈には重みがあり、一内閣による恣意的な解釈が認められないのは当然だ。それを許せば、国民が憲法を通じて権力を律する立憲主義は根底から覆る。安倍内閣の手法は、歴史的検証には到底耐えられない。

安倍政権は、自民党が賛成してきた憲法改正に向けて、衆参両院に置かれた憲法審査会での議論を加速させたい意向のようだが、政府の恣意的な憲法解釈を正すことが先決だ。与野党ともに「憲法の危機」を直視すべきである。

安倍政権は、自民党が賛成してきた憲法改正に向けて、衆参両院に置かれた憲法審査会での議論を加速させたい意向のようだが、政府の恣意的な憲法解釈を正すことが先決だ。与野党ともに「憲法の危機」を直視すべきである。

安倍政権は、自民党が賛成してきた憲法改正に向けて、衆参両院に置かれた憲法審査会での議論を加速させたい意向のようだが、政府の恣意的な憲法解釈を正すことが先決だ。与野党ともに「憲法の危機」を直視すべきである。

安倍政権は、自民党が賛成してきた憲法改正に向けて、衆参両院に置かれた憲法審査会での議論を加速させたい意向のようだが、政府の恣意的な憲法解釈を正すことが先決だ。与野党ともに「憲法の危機」を直視すべきである。

出典：国会図書館提供資料（平成28年9月20日 東京新聞社説）より小西洋之事務所作成 平成29年3月8日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

連続核心評論

2016 選択

< 4 >

この2年間いろいろ考えたが、いまだに、ふに落ちないことがある。集団的自衛権行使に道を開き、国会で昨年採決が強行された安全保障法制の大本をなす2014年7月1日の閣議決定だ。

小限の自衛権行使が可能と指摘。ただし、集団的自衛権は許されないと明確に結論付けた。

れるとの新解釈を打ち出し、衛権」の行使は憲法上可能だと主張した。

方程式の変数が違えば解もおのずと異なると言わんばかりに、72年見解の「基本的な論理」に「安全保障環境の変化」という新たな「変数」をはめ込み、全く逆の結論を導き出したのだ。

安倍政権が最大のよりどころとしてきた72年見解の作成に内閣法制局第1部長として当時携わり、後に法制局長官も務めた角田礼次郎氏(95)に最近会い、「72年見解にある『外国による武力攻撃』の対

# 崩される「立憲主義」

## 危機感持って投票を

この閣議決定やその後の政府答弁が集団的自衛権行使容認の根拠とするのは、1972年10月に内閣法制局がまとめた政府見解(72年見解)だ。

しかし安倍政権は、72年見解の「基本的な論理は維持する」とする一方、「日本を取り巻く安全保障環境が根本的に変容した」と強調。他国への武力攻撃でも状況次第では「日本の存立を脅かすことも現実起こり得る」として、集団的自衛権行使は許さ

憲法学者など法律のプロは「牽強(けんきょう)付会」と非難の声を上げたが、政府は閣議決定を擁護し続け、72年見解にある「外国の武力攻撃」の対象には同盟国も含まれるとの認識も表明。米軍が攻撃され「急迫、不正の事態」に至れば、「限定的な集団的自

象には米国などの同盟国も含まれるのか」とストレートに聞いてみた。

「(攻撃対象は)日本のこと。同盟国のことは考えてなかった」。角田氏の答えは明快だった。

北朝鮮の核やミサイルの脅威、軍事力を背景にした中国

72年見解は、憲法は「必要な自衛の措置」を禁じていないとし、「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態」には必要最

も現実起こり得る」として、集団的自衛権行使は許さ

「急迫、不正の事態」に至れば、「限定的な集団的自

憲法の前には与党も野党もない。改憲を行いたければ、姑息(こそく)な手段を選ぶべきではない。国民に真正面からその是非を問う王道を歩むべきだ。かつてない危機感を持って1票を投じなくてはならない。(共同通信編集委員 太田昌克)

# 自衛隊明記の改憲は 違憲無効であることの証明

## 集団的自衛権解釈変更という虚偽から 紐解く憲法九六条等違反

こにし・ひろゆき 一九七二年生まれ。参議院議員（自派党）、  
二〇一〇年初当選。現在二週目。参議院憲法審査会幹事、全国憲法  
研究会 憲法問題研究委員会、立憲政治研究会 常任委員、  
平和憲法と解釈改憲のたより  
—— 保守防衛の力と「安保法制」  
違憲の証明（八月書庫）など。

世界 SEKAI 2017.8

### はじめに

安倍総理は五月三日の憲法記念日に、「憲法九条の一項、二項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という憲法改正を行い「東京オリンピックのある二〇二〇年中に施行したい」と公言した。すでに自民党は本年中に自衛隊を明記する改正案の他党協議をまとめ来年に国会提出をする方針で党内議論を開始し、また、公明党、日本維新の会も七月より議論を始めると報道されている。安倍総理の情念ともいふべき意志の下、来年の通常国会で憲法改正の発議を行い、来年末に任期を迎える衆議院議員の総選挙と同時に憲法改正国民投票が行

われる可能性が極めて高いと指摘されているところである。しかし、そもそもこの安倍総理の改憲は、一体何を意味するのだろうか。自衛隊の存在を明記するだけで九条の内容は維持されるのか。あるいは九条の内容が変わってしまうのか。結論を先に述べれば、安倍総理の改憲は、単なる自衛隊の明記にとどまらず、違憲立法である安保法制をなし崩し的に合憲化し、安保法制によって空文化された九条と前文・平和主義を死文化するものである。そして恐るべきことに、集団的自衛権解釈変更の虚偽によって国民を騙して行われる憲法改正としてそれ自身が違憲無効となるとともに、いわゆる「押し付け憲法論」どころではない「騙され憲法論」ともいふべき想像を超える大混乱を社会にもたらすことになるのである。まさに「改憲」ではなく「壊憲」であり、「国民主権法の支配・立憲主義の破壊」と言えよう。

これは、自衛隊を憲法に明記することや安保法制に関する賛否などあらゆる立場を超えて、私たちの国が法治国家・民主主義国家であり続けそれを子孫に引き継いでいくためには、誰もがその真実から目を背けることが許されない究極の暴挙である。

### 7・1 閣議決定という虚偽

安倍総理の改憲の真実を理解するためには、まず、安倍総理の集団的自衛権解釈変更（二〇一四年七月一日閣議決定以下7・1閣議決定）における合憲の論拠とは何か、それによって九

条が規範としてどのような状態になっているのかについての客観的な科学的事実の理解が必須となる。

#### 1-1 安倍内閣の解釈変更の合憲論拠の意味

安倍内閣は、九条の条文を変えない限り不可能との旨をすべての内閣が国会で答弁していた集団的自衛権行使を、解釈変更だけで可能にした。

この合憲の論拠として、安倍内閣は7・1閣議決定にどう明記しているだろうか。同決定の「3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置」を見ると、その「(1)」で、「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」とした上で、「したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、……論理的な帰結を導く必要がある」としている。これは、安倍内閣として解釈変更を行うに当たって政府が踏まえるべき法原理を設定したものであり、「歴代政府の9条解釈の『基本的な論理』の枠内の解釈変更であれば合憲であり、それを超える解釈変更であれば、それは政府の憲法解釈の論理的整合性と法的安定性を逸脱するものとして違憲となる」との趣旨と解される。このような法原理は、法の支配・立憲主義、議院内閣制の趣旨（国民代表機関である国会が政府の憲法解釈を監督し国民主権を担保する）に照らしても一定の妥当性が認められるものであろう。

次に、安倍内閣が考えるこの「憲法第9条の解釈の基本的な論理」なるものについて、「(2)」の中で「憲法第9条は

その文言からすると、……あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の『武力の行使』は許容される」とし、「これが、……従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理である」と述べている。

そして、この「基本的な論理」の所在については、「昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料『集団的自衛権と憲法との関係』に明確に示されている」としている。この資料が「昭和四七年政府見解」と通称されているものであり、確かにタイプ打ちで作成された同見解には「基本的な論理」と同一の文言が記載され、内閣法制局が保管している昭和四七年政府見解の手書きによる「原義」（起草文書）においても同一の文言が記載されている。

すなわち、安倍内閣は7・1閣議決定において、昭和四七年政府見解の中に、限定的な集団的自衛権行使を許容する歴代政府の九条解釈の「基本的な論理」が存在しているのだと明記しているのである。

1-2 昭和四七年政府見解「外国の武力攻撃」の読み替えでは、この「基本的な論理」のどこに限定的な集団的自衛権行使が法理として許容されていると読み取ることができるのか。ポイントは「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及

び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態」という文章の中の「外国の武力攻撃」という文言にたまたま誰に対する武力攻撃なのか明記されていないことである。

7・1閣議決定以前の「憲法第九条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を使用することまでは禁じていないと解している」（「政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書」平成二六年六月一八日）などに代表される個別的自衛権行使のみを許容し、同時にそれが故にあらゆる集団的自衛権行使を尊重とする歴代政府の九条解釈の基本論理からすると、この「外国の武力攻撃」という文言は、当然、「我が国に対する外国の武力攻撃」（＝個別的自衛権行使の局面）としか読めないはずである。しかし、安倍内閣は、こうした読み方に加えて、「同盟国に対する外国の武力攻撃」とも読み替えることができると主張し、「同盟国（米国）に対する外国（たとえばイラン）の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」（＝石油の確保を目的として自衛隊が集団的自衛権を行使するホルムズ海峡事例）という文章が成立する。すなわち、集団的自衛権行使を許容する法理がここに存在すると主張しているのである。

■参 外交防衛委員会 平成二七年三月二四日  
○小西洋之君 今私が申し上げたような同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に

自衛権の両方の武力行使を許容する法理からなる「基本的な論理」を、7・1閣議決定に至る検討の過程で初めて発見したとし、限定的な集団的自衛権行使を許容するその法理に現在の安全保障環境の下でのホルムズ海峡事例などの（昭和四七年当時は認識されていなかった）新しい「立法事実」を当てはめて、初めてその法理を実際に使用したに過ぎない。そしてその使用実績がこれまでの個別的自衛権行使の法理の使用実績に加わり、使用実績の全体の状況を整理したという意味で「解釈変更」があったとしている、というものなのである。

■参 予算委員会 平成二六年七月一四日  
○安倍内閣総理大臣 今回の閣議決定における憲法解釈は、昭和四十七年の政府見解における憲法第九条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための合理的な当てはめの帰結を導いたものでありまして、これは、従来の憲法解釈の再整理という意味で憲法解釈の一部変更であります。憲法の規範を変更したものではないわけでありま

す。  
実は、昭和四七年政府見解の作成者が明らかになっている。同見解の「原義」の表面には早坂剛参事官の起案印とともに、決裁者である吉國一郎内閣法制局長官、真田秀夫同次長、角田禮次郎同第一部長の三名の決裁印が押されている。

とすると、「昭和四七年政府見解の作成当時からその中に限定的な集団的自衛権行使を許容する憲法九条解釈の『基本的な論理』が存在する」という安倍内閣の主張は、同見解の

含まれるというふうに考え出したのは、横島長官、あなたが初めての法制局長官ということによろしいですね。  
○政府特別補佐人（横島裕介君） 同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでございます。

ここで、昭和四七年政府見解における「外国の武力攻撃」という文言を「同盟国に対する外国の武力攻撃」の意味にも理解してよいという安倍内閣の主張の意味するところは、限定的な集団的自衛権行使を許容する法理が同見解の中にその作成当時から存在している、ということになる。

■参 外交防衛委員会 平成二七年六月一日  
○小西洋之君 四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。  
○政府特別補佐人（横島裕介君） 法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

つまり、安倍内閣による解釈変更とは、「二〇一四年七月一日に政府として初めて憲法九条解釈の基本規範を変更し集団的自衛権行使を可能としたというものではない」のである。安倍内閣が7・1閣議決定に明記しその後繰り返し国会答弁している解釈変更の説明とは、昭和四七年政府見解の中にその作成当時から存在していた個別的自衛権と限定的な集団的

作成者である吉國長官らが当時、九条の解釈をそのように法理として理解し、それを作成時に書き込んだことになる。

すなわち、「外国の武力攻撃」という文言に「我が国に対する武力攻撃」という意味の他に「同盟国に対する武力攻撃」という意味も込めて、（その意味が法理として確保されるようにわざと「誰に対する」と書かず）単に「外国の武力攻撃」と書いたということになるのである。

■参 平和安全法制特別委員会 平成二七年八月三日  
○小西洋之君 基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理について、この四名の頭の中にあつて、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。  
○政府特別補佐人（横島裕介君） そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。

とするならば、安倍内閣の解釈変更が合憲か否かについての法論理的な判断は、昭和四七年政府見解の中の「外国の武力攻撃」という文言が、その作成者である吉國長官らの手によって意図的に「誰に対する」と明記せずに書かれたものなのか、それを科学的事実とみなせるかどうかの一点のみに論理的に帰着することになる。すなわち、いわゆる法令解釈の問題ではなく、ある事実がこの世に在るのか無いのか、それが真実なのか否かという科学的事実の証明問題に帰着する。

もし、「外国の武力攻撃」が「同盟国に対する外国の武力攻撃」との意味に読むことができない場合は、7・1閣議決定でいうところの限定的な集団的自衛権行使の法理を含む九条解釈の「基本的な論理」なるものは昭和四七年政府見解の中には存在しない「捏造の論理」となり、「『基本的な論理』が昭和四七年政府見解に明確に示されている」との7・1閣議決定の記載は事実と反する虚偽の主張となる。その結果として、こうした捏造の論理に基づく安倍内閣の解釈変更は、自ら7・1閣議決定の中で設定した「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との法原理に反することになり、安倍内閣がこれ以外に合憲の論拠を有していない以上、元の「あらゆる集団的自衛権行使は違憲」という従来の政府解釈しか残らないこととなり、解釈変更もそれに基づく安保法制も絶対の違憲無効になるのである。

### 1-3 昭和四七年政府見解の作成者の立法意思

ここで、昭和四七年政府見解の国会提出要求がなされた質疑における最終決裁権者、吉國長官の答弁を紹介しよう。

#### ■吉國長官答弁抜粋(参一決算委 昭和四七年九月一日)

「外国の侵略が現実<sup>に</sup>起こった場合に『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対するいままでの解釈の論理の根底でございます。その論理から申

しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということば、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということ、また日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ」

「憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は……、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるとというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしている」

同じく昭和四七年政府見解の決裁者である真田次長、角田部長も、その前後の幾つもの国会答弁で、集団的自衛権行使は「よもや憲法九条がこれを許しているとは思えない」(昭和四七年五月二日、真田次長)、「集団的自衛権につきましては全然行使できないわけでございますから、ゼロでございます」(昭和五六年六月三日、角田部長(当時長官))など、あらゆる集団的自衛権行使が違憲であることを明言している。

なお、唯一人御健在の角田部長にあつては、複数の報道機関の取材に対し、「ここに書かれてある『外国の武力攻撃』

は、日本そのものへの攻撃のことです。日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった(二〇一五年八月二八日『週刊朝日』、「(外国の武力攻撃」の対象は)日本のこと。同盟国のことは考えていなかった(同年七月一日、共同通信)など、作成者(自身)の証言、いわば生き証人として「同盟国に対する外国の武力攻撃」という読み替えを否定されている。筆者も二〇一六年二月三日に角田氏に直接お会いした際に同じ見解を伺い、同年二月八日に参院外交防衛委員会でその内容を紹介し、議事録に刻んでいる。

さらに、昭和四七年政府見解と同じ九月一四日の国会質問を受けて当時の防衛庁が作成し、内閣法制局に国会提出の決裁を仰ぎ、吉國長官ら三名が決裁した「防衛庁 政府見解」においても、「憲法第九条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の三要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること(略))に該当する場合に限られると解している」と明記され、「同盟国に対する」との読み替えを全否定している。

このように、安倍内閣による「昭和四七年政府見解の読み替え」が、何らかの法的な論理ではなく単なる不正な「読み替え」行為であることは、それを作成した当事者の国会答弁や現在の生の証言、さらには、その当時に同時に作成された他の政府見解の文言から、物証と論理を持って科学的に完全に証明されている。二〇一五年の安保法制審議では、濱田邦夫元最高裁判所判事が「法匪というあしき例」(九月二五日)、

宮崎礼壹元内閣法制局長官が「いわば黒を白と言いくるめる類い」(六月二日)と述べ、朝日新聞(二〇一六年九月一九日)や東京新聞(同二〇日)においては、この不正行為を根拠に違憲との社説報道をしているところである。

## 虚偽のもとの改憲は憲法九六条等で違憲無効になる

### II-1 安倍総理の自衛隊明記の改憲の意味

この節では、今までの議論をもとに、安倍総理の自衛隊明記の改憲それ自体が違憲無効であることを明らかにする。

安倍総理は「憲法九条の一項、二項を残し、従来の憲法九条解釈の『基本的な論理』に基づく武力行使の新三要件という憲法上の制約は変わらない」旨を答弁し(参院予算委 二〇一七年五月九日、自民党の保岡興治憲法改正推進本部長は「安倍総理は、政府解釈も含めた憲法九条の解釈には一切触れずに、自衛隊が違憲との議論の余地をなくす改正を提案」(六月二日)、新たに同本部顧問に就任した高村正彦副総裁は「集団的自衛権は憲法学者が違憲だといっているが、この神学論争には今回の改正では終止符を打たない」(六月二〇日)との旨を述べている。これらの発言からは、安倍総理のものと自民党は、①従来の政府解釈は一切動かさずそのまま維持し、かつ、②7・1閣議決定の解釈変更の合憲性などについては触れず争わない憲法改正なるものを企図しているものと解される。

そして、これらの改正方針からは、新「第九条の二」にお

いて、武力行使の新三要件を一言一句過不足なく規定する方式ではなく、「前条の規定は、必要最小限度の自衛権を行使する実力組織（自衛隊という）を設けることを妨げるものと解釈してはならない。」など、自衛権の内容について具体的に規律しない方式を想定しているものと解される。しかし、この方式においても、憲法改正原案の国会審議で与党の発議者は「第九条の二の自衛隊は限定的な集団的自衛権行使ができる」との条文解釈を否定せざるを得ないことから、上記②の改正方針を實現することは不可能であり、結局、現時点における安倍総理の改憲とは「従来の政府解釈を維持しつつ、かつ、必ず安保法制を合憲化する」ものとならざるを得ない。

### II-2 憲法九六条及び国民投票法違反の無効

しかし、この「従来の政府解釈を維持する」との方針を安倍総理らが掲げる限り、自衛隊明記の改憲は必ず違憲無効となる。すなわち、憲法改正原案の審議において与党発議者は「従来の九条の政府解釈とは何か」という追及に対し、必ず、「昭和四十七年政府見解の中に、限定的な集団的自衛権行使を許容する従来の九条解釈の『基本的な論理』が存在している。よって、限定的な集団的自衛権行使はもともと合憲だったのだ」との虚偽を主張せざるを得ないのであり、このような虚偽の主張により国民を騙して行う憲法改正には、何らの法的な正統性も認めすることはできないからである。憲法九六条の国民への「提案」及び国民による「承認」の条文解釈におい

### II-4 「騙され改憲」が生じさせる未嘗有の大混乱

仮に、九条の二改憲の国民投票が強行され、憲法改正への賛成が過半数の結果となつたととしても、憲法改正の有効性を巡って果てしない大論争が生じることになる。これは、安倍総理や与党議員の虚偽の説明を信じて賛成票を投じた（反対票を投じることもあり得る）、またそもそも憲法改正案の発議等が国会議員の憲法尊重擁護義務に違反して違憲無効であるなど、さまざまな違憲・違法論点を巡って批判が生じ得る。その結果、いわゆる「押し付け憲法論」の次元ではない、国民が騙されて国民投票をさせられてしまった、安倍総理と与党議員らによる集団詐欺的な行為によって国民が憲法を奪われてしまったなどの「騙され憲法論」ともいふべき政治的・社会的な大混乱を巻き起こすことになるのである。

## おわりに

安倍総理は六月二四日、神戸市内での講演会において「次期臨時国会が終わる前に、憲法審査会に自民党案を提出したい」との新たな「決意」を表明した。まさに、壞憲の動きが本格化する臨時国会の前に、野党議員とあらゆる専門家、報道関係者などが歴史の教訓に基づき「昭和四十七年政府見解の読み替え」と「自衛隊明記の壞憲」の真実を徹底的に訴え、国民世論化することが必須である。憲法施行七〇年の広島・長崎の原爆の日、終戦の日、そして安保法制強行採決から二年の九月一九日などの節目に向けて、主権者として究極のホ

て違憲無効となり、国民主権原理を定めた「この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法……を排除する」との前文の明文規定からも違憲無効となる。さらには、国民投票法第一四条の衆参議員で構成される国民投票広報協議会の作成する広報物が虚偽に基づくものとなることから、本法に違反して無効になると解される。

なお、虚偽に基づく違法な国民投票の実行に対しては、国民投票法第二二七条により国民投票無効の訴訟が提起可能であり、また、同法第一三三条において裁判所は緊急の必要があるときは憲法改正の効果の発生を全部停止等ができることになっている。さらには、行政事件訴訟法第三条に定める「無効等確認の訴え」、「差止めの訴え」等の提起の可能性も十分に検討に値すると解する。

### II-3 憲法九九条の憲法尊重擁護義務違反の無効

そもそも九条を法規範として扱わない「昭和四十七年政府見解の読み替え」という虚偽の主張に基づく憲法審査会での改正原案の審議や本会議での改正案の発議、前記の国民投票広報協議会の広報等の行為は、端的に、憲法九九条に定める国会議員の憲法尊重擁護義務に反し違憲無効である。これは憲法九八条一項の「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する……國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」との明文規定からも明らかである。

スト・トゥルースの政治を終わらせる。今こそ、平和国家、法治国家の私たち日本国民の真価が問われているといえよう。

※本稿は、一国会議員及び一科学者としての立場による。

(1) 詳細は拙著『私たちの平和憲法と解釈改憲のからくり——専守防衛の力と「安保法制」違憲の証明』（八月書館）を参照。全ページ及び関係の政府見解の写しを以下で公表している。

<http://konishi-hiroye.kj.jp/heiw-2/>

(2) 昭和四十七年政府見解の「原義」は、二〇一五年四月に筆者が初めて内閣法制局より開示させ、その存在が明らかになったものである。

(3) 安倍内閣はこれらの物証に基づく追及に対し論理破綻した答弁拒否に終始している。詳細は「平成二八年一〇月二〇日、同一二月八日 外交防衛委員会質疑」など国会議事録検索システムで「小西洋之 昭和四十七年政府見解」を検索。 <http://kokai.mh.go.jp/>

(4) 解釈変更により空文化している九条及び前文・平和主義の法理は、この改憲で完全に死文化となる。前掲拙著第二章、第五章及び平成二九年六月六日参院外交防衛委員会議録を参照。

(5) 国民投票法第二二八条の立法趣旨「司法が政治的、恣意的に判断することを防止する」及び公選法第二〇五条による議員定数訴訟の裁判例等を踏まえると、無効判決が下され得ると解する。

(6) 限定的な集団的自衛権の実体は国際法違反の先制攻撃であり（宮崎礼彦元内閣法制局長官陳述 衆一平和安全法制特別委員会平成二七年六月二二日）、憲法九八条二項等からも違憲無効となる。

(7) 違憲無効の改憲を回避するため「基本的な論理を放棄すれば、より大きな集団的自衛権行使を解禁し、「基本原理である平和主義の変更は改憲の限界を超える」（衆一憲法審査会 平成二八年一月二四日）との自民・公明の党見解からも説明不能であろう。